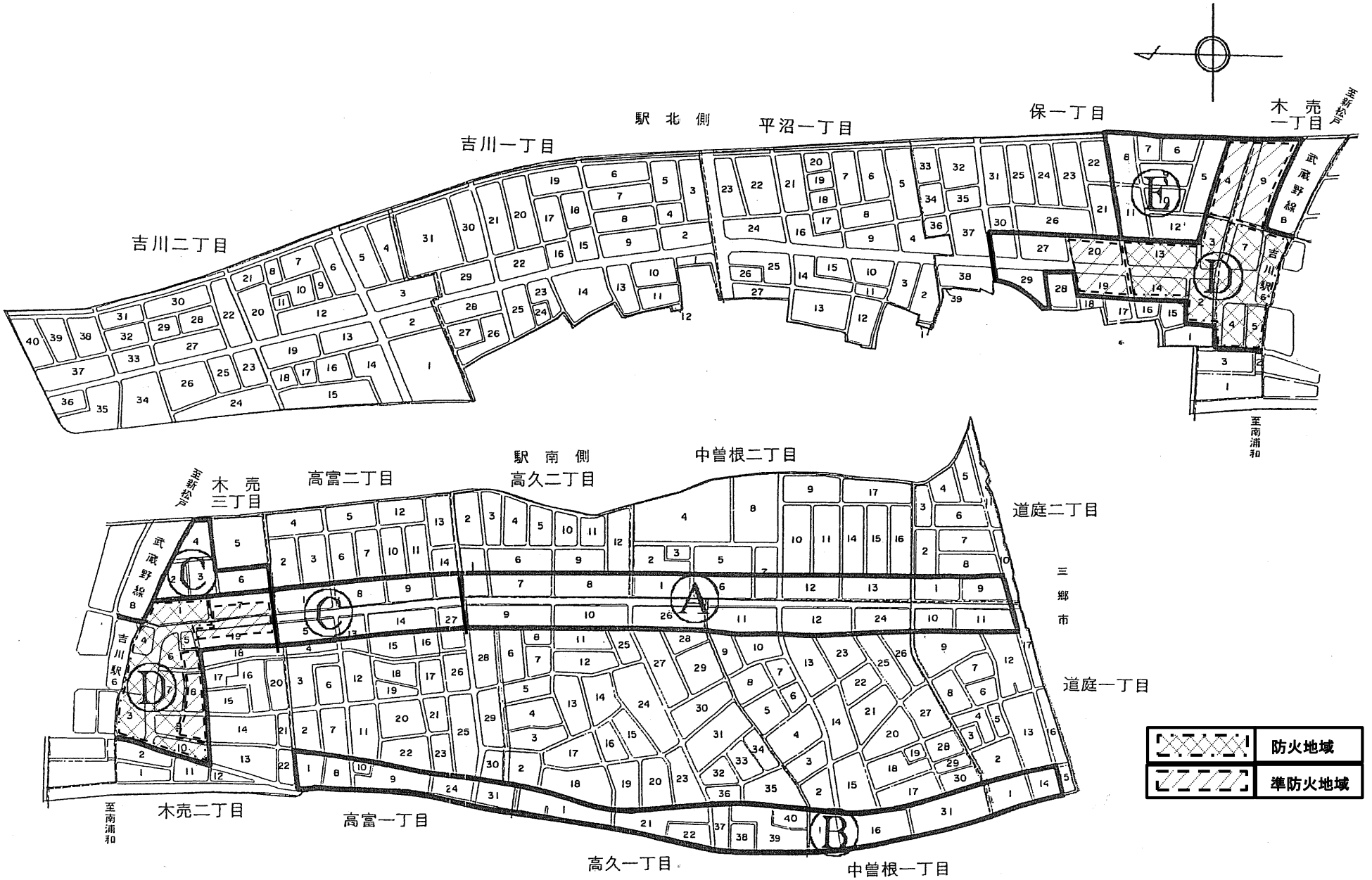
吉川第一地区地区計画　地区区分図



吉川第一地区地区計画

昭和59年1月17日都市計画決定　平成4年7月7日変更　平成5年6月25日変更　平成7年10月13日変更　平成25年3月12日変更

			A地区（二中高）	B地区（一住）	C地区（一住・二住）	D地区（商業・近商）	E地区（一住）
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A地区（二中高）	B地区（一住）	C地区（一住・二住）	D地区（商業・近商）	E地区（一住）
		区分の面積	約12．0ha	約9．5ha	約5．4ha	約12．9ha	約3．9ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く）	①次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く） (2)倉庫（建築物に付属する倉庫を除く） ②駅前広場を含む都市計画道路共保道庭線、木売線、木売関線に接する敷地にある建築物の1階部分のうち当該道路に面する部分の用途は、次に掲げる建築物の用途に供してはならない。 (1)住宅（共同住宅、寄宿舎を含む）。但し、玄関、階段、ホールは除く。	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く） (2)自動車教習所 (3)ホテル又は旅館 (4)倉庫（建築物に付属する倉庫を除く）
		建築物の敷地面積の最低限度	130㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1)公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合 (2)現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合又は当該規定に適合しないこととなる二以上の土地についてその全部を一の敷地として使用する場合 (3)現に同一人が所有権を有している土地について当該土地（開発行為に伴う公共施設の面積を除く。）の区画数は、次に掲げる各区分に応じ、当該区分の定める数以内で、面積が100㎡以上の場合 ①230平方メートル未満の場合　1 ②230平方メートル以上330平方メートル未満の場合　2 ③330平方メートル以上の場合　130で除した数について小数点第1位を四捨五入した数			130㎡ （但し、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は適用しないものとする）	
		壁面の位置の制限				敷地が駅前広場を含む都市計画道路共保道庭線、木売線、木売関線に接する建築物の1階部分の外壁若しくはこれにかわる柱の面又は、高さ2mを超える門若しくは塀の面から当該道路の境界までの距離は1m以上とする。	
		建築物等の高さの最高限度	10m以下とする。	地階を除く階数が5以下かつ15m以下とする。			
		形態又は意匠の制限				建築物の外壁の色彩は、白色若しくは茶色等を基調とする。	
備考							

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由　良好な商業地、住宅地の維持と促進を図ると共に、魅力ある商業業務地、住宅地を形成、保全し良好な都市環境の向上をめざすため。